

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	船木 康德
所属又は職業等	瀬川漁業協同組合 参事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

瀬川漁協は、カタクチイワシ漁（地曳網漁業・6経営体）が盛んに行われており、組合員の半数以上が地曳網漁業の従事者であり、地区内水揚の7割を占めています。

当組合の地曳網漁業は、明治初期から続く伝統漁法です。現在は、2漁場（地先）で6経営体が輪番操業を行い、カタクチイワシ買付業者（3社）に生き餌として販売しております。また、地曳網漁業で水揚げされるカタクチイワシは、魚体を傷めないため、泳がせながら海上生簀に移し替えられ、畜養されております。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲したカタクチイワシはそのまま生簀に移し替えるため、漁獲時に正確な漁獲量の計数は難しく、カツオー本釣り船等への販売時に計数されているのが実態です。また、漁協ではカタクチイワシの販売を行っていないため、買付業者の精算数量を報告することになりますが、毎月、月末精算（水揚数量・水揚金額）が2社、満月の日に精算（水揚数量・水揚金額）が1社と精算時期が異なるため、漁獲報告の煩雑性があります。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

我々の組合では、カタクチイワシの地曳網漁業が盛んに行われており、巻き網漁業と違い集魚灯に集まるカタクチイワシを待つて取る漁法です。また、地曳網漁業で獲れるカタクチイワシは、主にカツオ一本釣漁業の生き餌として需要があります。

この漁法で獲れているカタクチイワシは一時的に生簀で回る習性がつくまで畜養され、その後宮崎や鹿児島、四国などのカツオ船に生き餌として販売されています。カタクチイワシとしてひとくりにされても、需要の実態は様々であり、もし、TACにより漁獲制限がなされ地曳網漁業が出来ないとなると、組合員並びに漁協としても大変問題となります。我々の組合の正組合員は106名ですが、その半数は地曳網漁業の従事者で、組合にとって最も重要な漁業です。そのため、強い漁獲制限措置がとられるとその方々の生活まで脅かし、さらに組合も混乱する状況になります。また、カツオ船の方々も生き餌の供給が無いと操業出来ない状況になると考えられます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理について、地曳網行使者間で協議を行い、資源の状況により自主的に操業自粛等行い、資源保護、資源管理等を行っています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

当組合の地曳網漁業は、主にカツオ一本釣漁業の生き餌として取引されておりますのでカツオ一本釣漁業の関係者にも意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

日本国だけの数量管理で資源は回復するのか。周辺諸国も同じ様な資源管理を行わないのか説明してほしいです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

今後、漁業者にどのように説明していけば良いのか不安があります。科学的根拠や、資源評価結果など説明しても理解できないですし、数量管理により強い漁獲制限措置がとられると浜は混乱し、組合員の減少は更に進み、組合存続も懸念されます。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	竹下 千代太
所属又は職業等	橘湾東部漁業協同組合 代表監事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

2001年より旋網漁業に従事し、主に煮干しの原料としてカタクチイワシを漁獲しています。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

現行の資源量の推測がどれだけ精度があるのか疑問です。机上で議論される資源評価や漁獲可能量は漁獲実績に基づくものになりがちですが、煮干し原料としてのカタクチイワシの漁獲量は煮干しの相場などに左右され、資源量が減少したから漁獲量が減少したという図式には当てはまらないことはよくあります。その理由は潜在的な資源量は豊富にあるのに相場が下がれば採算があわず漁獲を自ら制限するからです。また、漁獲を行っている橘湾内の資源量については年によって来遊してくる量が異なりますし、事前に推測も不可能だと思われるので漁獲量の実績で全て判断することがないようにしていただきたいです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

単純に一定の割合で削減率を決めるのではなく、各地域の現状に応じた数量割当となるように配慮願います。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画に基づき中型まき網では年間48日以上（原則、月に4日以上）の休漁を実施しています。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

橘湾の旋網漁業の漁獲対象は、ほとんどカタクチイワシですし、操業区域が橘湾に限定されているのでカタクチイワシの代わりに他の海域へ行って魚を追いかけることは難しく、他の魚種に切り替えられるわけではないのです。
--

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	斎藤 晃
所属又は職業等	長崎県水産部長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

本県では、カタクチイワシは主に中・小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業、地びき網漁業、船びき網漁業等で漁獲されており、それらの漁法は県漁業調整規則に基づく知事許可漁業であり、本県は許可庁として適切に漁業を管理する必要がある。また、カタクチイワシが数量管理になれば、本県は当該魚種の漁獲実績がある都道府県全体の漁獲量のうち 80 パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位県に当たり、国から明示される知事管理漁獲可能量を適切に管理する必要もある。

本県のカタクチイワシ漁獲量は、海面漁業生産量の 1 割を超え、その多くは煮干加工されるほか、魚類養殖や釣り漁業の餌としても利用され、漁業、水産加工業、魚類養殖業等の振興を図る上で、非常に重要な魚種に位置づけられる。

特に生産量国内 1 位を誇る煮干加工については、漁業者自らが加工場を整備し煮干加工を行っている経営体が多数あり、まき網漁業や煮干加工業は乗組員や加工従業員の雇用の場となるなど地域経済における大変重要な産業であるとともに、国内の煮干供給地としても重要な役割を担っている。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県で水揚げされたカタクチイワシの大半は、水揚げ直後に自社又は地元加工業者で煮干しに加工されることから正確な漁獲量の報告が難しい形態となっている。適切な数量管理を行うにあたっては漁業者に漁獲報告の制度等を丁寧に説明し理解を得る必要がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

カタクチイワシについては、資源変動のメカニズムは依然不明であり、環境要因との因果関係や被食を含めた自然死亡率も正確に解っていない。シラスを含む当歳魚の生物学的な区分も明確にされておらず、系群によってシラスを資源評価するものと、しないものがある。重要な加入群であるシラスを除いた資源評価をもとに現在の管理基準に従って資源管理に取り組むことは、シラスと称する当歳魚の一部が管理や採捕停止措置の対象外とされる可能性が考えられる。

しかし、シラスは全国 10 位の水揚げがあり、加えて現状ではシラスの多くが

カタクチイワシであることを考慮すると、TAC 管理を行ううえでも、シラスは資源管理が必要な区分であると言わざるをえない。このため、漁業者の理解を得るためには、今後のシラス資源管理の在り方についても適切な議論を行うことが必要である。

更に、重要視すべき点として、カタクチイワシ対馬暖流系群は、隣接する韓国、中国と共通して利用している資源であり、漁獲が圧倒的に多い韓国や中国と歩調を合わせて資源評価や資源管理に取り組む必要があるにもかかわらず僅か5%の漁獲量でしかない我が国だけが取り組む資源管理措置の有効性には疑義がある。例えば「スルメイカ秋季発生系群」では中国の漁獲量データの有無で資源評価の結果が大きく異なり、その他の魚種でも同様の状況に陥る資源評価になっているのではないかと懸念がある。

数量管理を行うのであれば、国際的に競合して利用する資源であることを踏まえ、近隣諸国と協調した資源評価及び管理について、積極的に近隣諸国に働きかけをお願いしたい。これら課題が解決され漁業者の十分な協力と理解が得られた後に数量管理が導入されるべきである。

### ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

上記②に記載した課題の解決が大前提であるが、仮に数量管理を導入としても、日々漁業の現場でカタクチイワシに向き合っている漁業者の意見を汲み取った資源評価並びに漁獲シナリオの導入が優先されるべきと考えており、様々なデータを収集して漁業者の肌感覚に合った資源評価となるよう努めるとともに、漁業者や煮干加工業者の経営継続にも配慮した漁獲シナリオの導入を強く望むものである。

### ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

本県でカタクチイワシの多くを漁獲している中・小型まき網では主に狙ってカタクチイワシを漁獲するものの、他の浮魚類狙いで混獲されることもある。このため漁獲実績が積み上がった際に、漁獲制限が措置されるとまき漁業の操業に支障をきたす。まき網の混獲の問題を解決するためには、例えばマイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシをイワシ類として管理することも有効な方法であると考えます。

### ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画に基づき中・小型まき網では年間48日以上（原則、月に4日以上）、機船船びき網では年間19日間、敷網では年間11日、定置網では漁場毎に定めた期間の休漁を実施している。また、2そうびき船びき網の漁業時期は8月25日～5月31日となっている。

### ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

本県では、カタクチイワシの多くは中・小型まき網漁業によって県内各地で漁獲され、漁獲物の大半は自社の加工場や地元加工業者への煮干し等の原料や餌料として供給しており、その他に地びき網では漁獲した魚を宮崎、鹿児島、四国などにカツオ一本釣り漁業の生き餌として販売していることから、本県漁業者への意見聴取に加え煮干加工業者やカツオ一本釣り漁業者に対しても意見を聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

②に記載したシラスの問題、国際資源でありながら我が国だけが資源管理に取り組む有効性等について、漁業者が十分に納得できるような説明をお願いしたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

長崎県では、カタクチイワシの約9割を中型まき網漁業で漁獲しており、9割以上を中型まき網漁業で漁獲しているマアジやマサバ及びゴマサバと同様の漁業種類の組成であるため、TACが開始された場合には配分基準は現行のTAC魚種に準じることとしたい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	高平 真二
所属又は職業等	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県は古くより沿岸域、沖合域で漁獲されるカタクチイワシを煮干加工品、餌料、塩干加工品等、様々な形で活用しており、現在対馬暖流系群に占める漁獲割合が最も多くなっている。特に煮干に関して本県は日本一の生産量を誇っており、煮干を生産している浜においてはカタクチイワシを漁獲する漁船漁業、煮干を加工する加工場、それを配送する輸送業、保管する冷蔵庫等多くの人々が関連事業に従事している。県下で製造される煮干の約8割が本会主催の入札会にかけられ全国へ出荷されている。もしカタクチイワシの漁獲が大きく制限されることになれば、漁業者の廃業等が懸念されるばかりか、煮干関連事業者の経営に与える影響は大きく、基幹産業を失った漁村そのものの存続が脅かされることとなる。

また、カタクチイワシは本県の養殖業においても餌料として広く使用されている。サバ等の餌料価格が高騰する中、養殖ブリ、養殖ヒラマサ、養殖マグロ等向けとして比較的安価なモイストペレット用原料として活用されており、本会は県下市場や会員漁協より原料を調達し、県下会員等に対して養殖用餌料として販売を行っている。カタクチイワシの入荷が減れば、年々上昇を続ける餌料相場の更なる高騰に拍車をかけることとなり、コロナ禍により価格の低迷にあえぐ養殖業者に対して深刻な影響を与えることとなる。

この他にも、本県においてカタクチイワシは長崎県周辺海域で操業するカツオ一本釣漁船への活餌や、丸干し等塩干加工品用の原料として活用されており、行き過ぎた漁獲規制が実施されれば、地域経済に与える影響は計り知れない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

煮干加工においては、漁業者が加工業者を兼ねているケースや、漁業者と加工業者が提携しているケースも多く見受けられる。このような場合、漁獲物は市場等を経由せずに直接加工場に搬入され、加工後に製品(煮干)として出荷されるため、漁協等で漁獲量を正確に把握することが大変難しい。また、出来上がった製品(煮干)から漁獲量を算出するとしても、製品(煮干)の全量が漁協や本会の入札を経由するとは限らず、漁協や本会で数量を把握することができない。

基本は漁業者が自ら漁獲量を報告することとなっているが、全ての漁業者が

定期的な漁獲報告をできるとは考えにくく、漁協へ漁獲報告を委任することが最も確実な方法ではないかと考える。しかし、漁獲報告の委任をするか否かに関わらず、最終的には個々の漁業者の協力が不可欠であり、漁業者に漁獲報告義務に対する認識を深めることが最も重要なポイントである。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

従来の TAC 魚種においても、資源評価が漁業者の感覚と大きく乖離している場合が見受けられており、資源評価そのものの精度に疑問を持つ漁業者も多い。すべての基礎となる資源評価の精度向上が図られないまま漁獲規制等を実施すれば、漁業者の反発を招き、制度に対する理解・協力も得られない。

本県は地理的に韓国・中国と海域を隣接しており、同一系群のカタクチイワシを漁獲対象として利用している。以前の説明では、両国の漁獲が対馬暖流系群に与える影響は限定的と思われるとの説明であったが、日本の何倍もある両国の漁獲の影響が本当に限定的なものなのか？また、両国の漁獲を考慮しないまま資源管理目標を設定することに意味があるのか？

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現在、資源評価では7つのシナリオが示されているが、全てのシナリオの基礎となる資源評価が前述のと通りの精度に不安がある。また、近隣国の漁獲の影響等についてもシナリオ2以外は考慮されていない。これらのシナリオに基づいた漁獲圧力の選択以前の問題がうやむやなまま整理されていないのに、漁業者にだけ管理方法、期間等を設定して負担を強いるということは如何なものか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・資源評価の精度向上。
- ・近隣国(韓国・中国)との国際的な資源管理体制の構築。
- ・実際に数量管理が実施された際の、漁業者や関連業者への所得の補償。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)

多くの漁業者が、資源管理計画に基づく休漁等を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

実際にカタクチイワシを漁獲している中・小型まき網、敷網、船びき網業者等への聞き取りはもちろんの事、煮干を生産している加工業者や養殖餌料として活用している養殖業者、活餌として活用しているカツオ一本釣漁業者への聞き取りが必要だと考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

もし、このままの状況(現状示されている資源評価の結果と近隣国が資源管理に取り組んでいない状況)で数量管理を実施した場合、本当に資源が回復するのか？

日本の漁業者が我慢しても、その分近隣国が漁獲を増加させ、資源状況が改善しないまま、結局日本の漁業者が損をするということが本当はないのか？

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	白木 俊信
所属又は職業等	長崎市みなと漁業協同組合 参事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本漁協の生産基盤であるまき網と煮干加工は、加工原料としてカタクチイワシを漁獲し加工生産しており運命共同体です。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

当漁協は、共販率はほぼ100%に近いです。更に加工原料（カタクチイワシ）については全面漁協通しのシステムをとっているため漁獲量については完全に把握できております。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

我々が煮干の加工原料として取り扱っている「カタクチイワシ」は、チリメン、チカ、カエリ、小羽、中羽（中タレ）、大羽（カントウタレ）といったサイズによって呼び名こそ違いますが、全てを称して「カタクチイワシ」です。

カタクチイワシのMSYに基づく資源評価についてのご努力等には、敬意を表します。

ただ仮に、魚市場が主流での漁獲情報だと主に餌料として水揚される中羽（中タレ）についてのデータだと思われるので、漁獲量を正確に把握できていないのではないかと思います。

なぜなら、2019年、2020年カタクチイワシについては、乱獲とのご指摘がありましたが、この年は煮干加工原料については私が、30年以上もカタクチイワシと向き合ってきた中でも最低の漁獲量でありました。しかも、2年間連続というのも一度も経験したことがない状況だったのです。

そこで、煮干の原料となるカタクチイワシの漁獲量の調査の一つの方法として長崎県漁連の煮干共販の取扱量から、歩留まり（原料18kに対し煮干製品5k）により生の原料の数量が割り出されると思います。長崎県は煮干の産地が北松地区、南高地区、みなと漁協の西彼地区、の3地区だと把握しています。それぞれの共販率を調査してゆけば、更に実質的な数値に近づけることができ、その数値を用いて資源評価を行えば、現場の感覚に近い資源評価結果となるのではないのでしょうか。

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源管理計画に基づき中型まき網では年間 48 日以上（原則、月に 4 日以上）の休漁を実施しています。

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

カタクチイワシの生態についてはいまだに謎が多く、当方も把握できておりません。いずれにしても、できるだけ浜の声を聞き過去何年もさかのぼり漁獲実績を調査把握していただき、資源評価に反映頂きたいです。調査には全面的に協力したいと考えております。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	萩原 利男
所属又は職業等	九十九島漁業協同組合 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

当地域は、まき網漁業と煮干し加工業が主力産業であり、この地場産業が地域経済を大きく左右する。当漁協においてもまき網漁業、煮干し加工業に大きく依存しており、購買、製氷、販売、冷販、共済事業への影響は大きく、カタクチイワシの獲れ高が漁協並びに漁業者の経営に直結している。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

中・小型まき網はカタクチイワシからの魚種転換が難しい操業形態であり、いきなり強い漁獲規制を行うのではなく、地域産業が衰退しないような資源管理の方法を検討・措置願いたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

資源管理計画に基づき中・小型まき網では年間48日以上(原則、月に4日以上)の休漁を実施している。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

沿岸の小型まき網漁業者は周年カタクチイワシ漁を行い、煮干し加工で生計を立てている。他の魚種の漁獲を行わない許可漁業者への TAC による漁獲規制は死活問題である。又中型まき網漁業者においても許可内で主にあじ、さば、いわし類の操業を行っているが、特にカタクチイワシは地元や地区外の加工業者へ煮干し原料として供給され日本有数の煮干し産地を形成し地域経済を担ってきた。限られた海域で回遊してくる魚群を漁獲しなければならず他に獲る魚種が無いことから、カタクチイワシからの魚種転換が難しい操業形態である。
---

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	山中 兵恵
所属又は職業等	平戸市漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

当組合員のまき網漁業者と煮干加工業者は主にカタクチイワシの漁獲と加工販売をしております。

(令和2年：カタクチイワシの取扱高及び生産金額)

まき網漁業取扱高 23 トン 27 百万円

加工取扱高 556 トン 377 百万円

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁業者の生の数量計算については、加工品の逆算で数量を出していることもあり、魚の大きさ等によっては生の漁獲数量は正確ではありません。  
加工業者は5k→生にしたら約20kで計算。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

規制によらない(後継者不足や高齢化など)漁獲量の減少が想定されることも踏まえて、資源動向のシミュレーションをできる限りしたうえで規制を考えていただきたいと思います。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

シェアの計算表でもおわかりになるようにカタクチイワシの漁獲量規制は長崎県の漁業に大打撃を与えるのではないかと不安があります。

また、カタクチイワシは煮干しなどの加工の材料になるため、長崎県の加工業者にも大きな影響があると考えます。

長崎県の県北地区の中型まき網・小型まき網漁業者は、大半が自社加工場を経営しており、漁獲量が規制された場合、漁獲の減少による販売金額の減少により倒産（まき網漁業も同時に辞めてしまう）などがあるのではと考えます。

クロマグロみたいに各国横並びの規制ではなく、日本独自規制であるのであれば一度に減らすことはせず、当初は現在の漁獲量の100%（前年度数量より捕らない）で次年度95%また次年度90%とするような段階的な規制をお願いできないでしょうか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

数量管理以外の手法としてはカタクチイワシの産卵時期（2月～3月）は禁漁とする方法があると考えます。その時期は脂がのっており加工には向いてはいないので、加工業者の理解は得やすいと思います。他方、その時期にはエサとしての需要があるため養殖業者との協議が必要です。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

カタクチイワシを原料としている煮干加工業の関係者ならびに餌にしている養殖業者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

カタクチイワシ対馬暖流系群

2. 意見表明の申出者

氏名	石田 勝
所属又は職業等	新松浦漁業協同組合 参事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

新松浦漁協は長崎県北部に位置し、伊万里湾に浮かぶ旧福島漁協（昭和42年に福島大橋により、本土と架橋）旧鷹島阿翁漁協（平成21年度鷹島肥前大橋により、本土と架橋）松浦市本土の旧松浦漁協、旧新星鹿漁協の4漁協が平成17年12月1日に合併し誕生しました。湾口には黒島、青島、湾内には飛島等などの大小の島々があり、湾奥に福島、その奥に伊万里市があり、沿岸漁業の生産基盤となる絶好の海域でもあります。湾内と外海との海水交換は津崎、青島、日比の3つの水道で行われ、伊万里湾奥の佐賀県側から伊万里川、有田川、長崎県側は今福川、志佐川などの大小の河川水が流入する好漁場です。

しかし、伊万里湾奥の干潟などの埋立てによって、小型底引き（えびこぎ）の漁獲物の枯渇により、水揚の減少で転業や廃業に追い込まれる中、船びき網に漁種変更を行い、伊万里湾内では（煮干し）や（ちりめん）の原料となるカタクチイワシなどを漁獲する1そう船びき網や2そう船びき網が盛んに行われています。さらにカタクチイワシを原料とした煮干加工業は、本漁協の主要な産業の一つで、近年の煮干加工の水揚高は約2億円から3億円であり、本漁協における漁船漁業の水揚高の約2割から3割を占めておりますので、カタクチイワシの漁獲量の多寡は本漁協の経営にも大きな影響を与えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲制限が出された場合、対象資源に深い関わりを持つ漁業者の首を締めることは間違いなく、「カタクチイワシ」は本漁協の漁獲高に占める割合も高いことから本漁協の経営においても影響は計り知れないものとなりますので、行き過ぎた漁獲規制をとられないように強く抗議します。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

2 そうびき船びき網の漁業時期は8月25日～5月31日と制限されています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）